

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和3年8月4日（水曜日）13時00分～15時52分  
場 所 福寿川護岸、議員控室  
出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長  
ワザバー 金木議員、平山議員、小寺議員、村田議員  
事務局 豊島局長、嶋元係長

※13時00分～13時50分までは移動・現地視察

逢坂委員長

大変現地視察、ご苦労さまでございます。視察終了しましたので、この後引き続きまして委員会を再開させていただきます。

本日の議題でございますが、先ほど視察しました福寿川護岸整備完了に伴う現地視察、それから2件目として除排雪業務について、それから3件目については町道の補修について、4件目については羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画についてということで、ここの部分については地域振興課に担当課が変わります。その4件でございます。それぞれ説明等を受けまして質疑等を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目の現地視察については、一応担当課のほうで特別何かあれば、まず受けたいというふうに思っております。資料を確認していただければいいのかなという部分もございますので、取りあえず担当課で何かあれば、付け加える説明等があれば聞いていきたいというふうに思います。何かあれば、よろしく願います。

### 1 福寿川護岸整備完了に伴う現地視察について

説明員 建設課 金子課長

金子課長 13:51～13:53

まず、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お時間をいただき、ありがとうございます。本日は、先ほど委員長から説明がありました3件についてご説明させていただきます。

まず、私のほうから福寿川護岸整備について、まず簡単に説明させていただきます。

ちょっと座って。資料のほうは、お渡しした資料のとおりとなります。先ほど現地確認していただきましたので、全体の詳細の説明は省略させていただきます。工事のほうにつきましては、昨年度において護岸延長147メートルの整備を完了しております。先ほど現地を見たときに確認していただきましたように、それに伴って係船環のほうを漁協の負担のほうで整備してもらっています。あと、今年度背後地の砂利を敷いたところということで整備事業を実施しております。これについては、半額を道から負担をいただいて町のほうで砂利を敷いて整備しております。それについては、今年度春には完了しております。実際漁業者のほうには、漁業活動に支障がないようにということで協力していただいているという状況になっております。

私のほうから追加として説明させていただきます。

逢坂委員長

ただいま説明を担当課のほうからしました。また、現地視察も実施しましたので、何か皆さん質問等あれば、お受けいたします。挙手にてよろしく願いいたします。何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:53～13:55

磯野副委員長 これからの管理というのは町になるのですか。

金子課長 河岸の管理としては、建設課になります。ただ、あくまで岸壁の管理ということですので、漁業活動に対する整備だとかというのは、その範囲から外れることとなります。ただ、とは言っても何もしないとか、そういうことではなくて、その辺は農林水産課と協議しながら進めていこうという話で考えております。

磯野副委員長 気になったのはコンクリ、あれは天板を敷いてあるのですよね。のせてあるの。砂利の上にのせてあるだけなのですか、コンクリみたいなものは。

金子課長 コンクリは、のせている形だというふうに……。

磯野副委員長 今質問したのは、多分砂利の上ののせてあるだけだと、何年間かすると必ず重みでがたがたしてくると思うのですけれども、そのときの整備というのは町が負うのですか。

金子課長 基本的には、そのようにする、町のほうで対応するように受け止めております。

磯野副委員長 普通港をやるときは、ほとんどはコンクリで全部敷いてしまうのだけれども、ちょっと見ていると草も生えてきているので、きっと下は砂利なのだろうなど。砂利というのは、幾ら転圧しても絶対どこかであがってくるだろうと。ちょっとその辺が気になったので聞いたのですけれども、そうすると定期的に町がそういうものを点検していかなければならないということになるのですか。

金子課長 点検することにはなるのですが、あくまで護岸、河岸整備ということなので、河岸の崩れたりとかという、そういう状況がなければ整備する必要がないというふうになるのかもしれませんが。ただ、それも状態を見ながら判断することになるのかなど。あくまで漁業、船を泊める場所で整備したことではないということは、漁協組合さんのほうには一応説明はさせていただきます。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、それでは1番目の福寿川の護岸整備完了に伴う現地視察については、これで終了させていただきます。

次に、2件目の除排雪事業について、ご説明をお願いしたいと思います。

## 2 除排雪業務について

説明員 建設課 高本係長

高本係長 13:56～14:03

私、4月から建設課に配属になりました高本といたします。よろしく申し上げます。資料に沿って説明したいと思うのですけれども、ちょっと座らせてもらいます。左上に除

排雪業務についてと書かれている資料なのですが、1ページ目から説明していきます。

初めに、令和2年度は令和元年度に比べて降雪量、最大積雪が多かったことから、除雪の日数、稼働時間が大幅に増加しています。1ページ目、1番の稼働実績の市街・原野地区についてですが、市街地区の除雪分延べ稼働時間は前年比257%の1,613時間40分で、排雪分稼働時間は前年度比726%の7,132時間50分となっております。原野地区の稼働時間は、前年度比249%の422時間10分で、市街・原野地区合計の稼働時間は前年度比430%の1万2,238時間40分となっております。

次に、(2)の表ですが、離島地区について、天売地区の稼働時間は前年度比564%の174時間45分で、焼尻地区の稼働時間は前年度比319%の183時間20分で、離島地区の合計の稼働時間は前年度比404%の358時間5分となっております。

この表の下のグラフなのですが、過去5年間の除雪の稼働時間の実績を可視化したものとなっております。

次に、2ページ目、裏面なのですが、お願いいたします。2番目に委託料の実績についてですが、令和2年度の予算内訳、上から2つ目の表になりますが、令和2年度の予算内訳で市街原野地区の当初予算額1億3,739万円に対して当初契約額は1億9,780万円であり、最終契約額は1億8,757万9,000円で、対前年度比は192%となっております。次に、天売、焼尻地区ですが、それぞれ当初予算額220万円に対して最終契約額は217万8,000円で前年度と同額となっております。この下の表も過去5年間の委託料の実績を可視化したものであります。

次に、3ページ目になります。3番の苦情件数等についてですが、令和2年度の苦情件数は12月17件、1月29件、2月36件、3月8件の合計90件で、前年度の18件から72件の増となっております。

上から2番目の表が内訳ですが、苦情の内訳は除雪依頼が22件、排雪の依頼が10件、作業内容に対するものが11件、置き雪に関するものが10件、路面整正14件が主な内容で、昨年度よりも降雪量、最大積雪が多かったことが大きな原因であります。今後も苦情内容等を運転者、作業員が把握して注意を払いながら安全で丁寧な除排雪作業を行う体制を整えていきます。

次に、その下の4番、雪捨て場の使用状況についてですが、町の排雪業者用の排雪場所が汐見の自動車学校裏、そして北町の北成水産裏、栄町のヒラメ養殖場付近とスポーツ公園、港町サンセットビーチの駐車場、一般町民用は朝日団地の横になっており、全て余裕のある状況で前年度は終了しています。

次のページ、4ページ目をお開きください。5番、羽幌町の気象状況についてですが、

上から2番目と3番目の表のところなのですが、令和2年度の降雪量は1番目と2番目の……2番目の表と3番目のところ、すみません。令和2年度の降雪量は523センチ、最大積雪が89センチで、過去10年間の平均はその右側にそれぞれ記載していますが、令和2年度はおおよそ10年間の平均、平年並みでありました。一番最後の表の部分、日照時間が若干少なかったという結果になっております。

次のページ、5ページ目をお願いします。5ページ目は、建設課の所管している除排雪業務の車両の一覧ですが、除雪ドーザ、ロータリー除雪車、ダンプトラックなど計18台を所有しております。令和2年度には、国の社会資本整備事業総合交付金を活用してロータリー除雪車を1台入れ替えております。令和3年度については、車両の更新予定はありませんが、20年以上経過した車両もありますので、適切な点検整備を行って既存の車両を可能な限り使用できるよう努めているところです。

以上で令和2年度の除排雪業務の実績の報告とさせていただきます。

逢坂委員長

ありがとうございます。ただいま説明を受けましたので、除排雪等につきまして何かご質問があれば受けたいと思います。何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:03～14:17

阿部委員            まず、3ページの苦情等についてですけれども、令和2年度は降雪量が多かったのも、どうしても苦情等も多かったのかなとも思い、昨年度、令和元年度と比べると多かったのかなとも思いますけれども、近年最も降ったのが平成29年度で、除雪依頼は51件だったのが令和2年度については22件と。その辺は少なかったのですが、その辺はうまい具合に除雪作業というのはできていたから、そういった苦情等も来なかったのかどうなのか。その辺、担当課としてどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

金子課長            平成29年度、雪の降り方が必ずしも同じでないのも、比較できるかどうかというのも分からないところなのですが、担当課としましても数字上では改善されているというふうには受け止めているところです。ただ、雪が降れば当然この苦情というのは出てくるのですが、いずれにしても去年もそうなのですが、全てにおいて現状を確認した上で適

切に全ての点について対応させていただいているところです。

阿部委員 今後担当課としてもいろいろと現地を見ながら、確認しながら対応していくとは思いますが、やっぱり排雪なんかだとせっかくきれいになったのに、本当にすぐ家の周りだったり出してしまっ、結局狭くなってしまっ排雪した意味がないというような感じにもなってしまっのですけれども、その辺やっぱり緊急車両等、救急車とか消防車とかが通れなくなってしまっますので、その辺何か町民の方々に対して、雪を出すなというのはいれですけれども、やっぱりその辺はしっかりとっていかないことには改善されていかない部分もあると思っのですけれども、その辺の取組というのはい後どうするのい。

金子課長 それについても去年、除雪作業をしている中であまりにも量が多いようない出し方をしているところには個別に、その家、人に対してお願いといるか、説明をして改善してもらっように努めているところです。それについては、継続して訴えていかなければならないところなのいかなど。

阿部委員 そちらについても継続してやっていっていただきたいと思っます。あと、5ページ目の中で、車両の中で前回、以前の委員会の中でダンプトラックが1台少なくなっ2台といっことで、残りの部分については民間の方のを使っていると思っのですけれども、先ほど言っ排雪なんかにしてもやっぱりダンプがないことには、どうしても作業も遅れてしまっますので、その辺何とか人員といっか、そういったダンプを手配するといっ、確保していかなければならないのですけれども、その辺はそういった事業者さんのほうともい後どう確保していっとか、そういった話はされているのいどうなのい。だんだんとそういった運転手さんも減っってくると思っのですよね、い後。そうなっときに、今よりもどうしても作業の効率が落ちるといっことがあるので、やっぱりそこはそこできっちり何か対応していただきたいと思っますけれども、その辺い後どうするのい聞きたいと思っます。

金子課長 排雪用のダンプトラックについては、例年道道だとか歩道などがありまっして、その辺でなかなか調整が難しいといっ話は相談は受けておりまっす。

かといって町のほうもダンプカー等を準備してやるというような体制も難しいという状況があります。その辺は、課題としては捉えているところですが、具体的にどのような解決方法があるかというところまでは行っていないところです。これについても受託業者側とちょっと話をしながら、改善方法なんかを今後探していかなければならないのかなというふうに考えているところです。

阿部委員 除雪に限ったことではないですけれども、こういった作業員の確保というのは本当に年々厳しくはなると思いますので、建築、土木に関わる人が結構乗っている、農業の方も乗っていますけれども、そういった部分、広い産業という部分でぜひ人の確保というのも今後考えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

工藤委員 除雪、排雪については、僕も何度も課長と話して、何とか改善できないかということで再三にわたって言っていました。これは、例えば車に乗っていて、あるいは歩いていて道路を渡るときに見づらくてどうしようもないというのが一番ありました。それは、原因は何かというのは担当課の皆さんは分かっているとは思いますが、一番は排雪を第1回目にやるときに全部きれいに取らないというのが一番僕は問題でないかなと思っています。一番最初にきれいに取らない上にまた次の雪が降ると、すぐそこがまたたまってしまうということになります。だから、シーズンに入って一番先に排雪するときには、きれいに残さないで取ることがその後雪が何日か降っても次に排雪をやるまで大丈夫だということになると思うので、その辺のやり方を上手にやってもらいたいというのが僕の思いなのです。特にあったのがやっぱり車に乗っていて交差点、一時停止して大きい道路に左右に行くときに見づらいと。こっちのほうがちよっと車の前の部分を出したら、大きい道路で横切る車が急に来てびっくりするという、そういうことを何回も経験していますから何とか、毎日の除雪は横に寄せていくだけしかできないのだとは思いますが、排雪をするときには特に交差点に近い部分はきちっと取ってやらないと、やはり事故にもつながるだろうし、そういう部分でいろんな問題が起きないようにやはり除雪、排雪をやってもらいたいなど、そういう思いでずっといました。課長も1年間やった感覚として、今後

どういふふうにしてやればいいと現在思っているのかちょっと聞きたいのですけれども。

金子課長 除雪作業というのは大変難しい作業で、降雪量だとか天候などにすごく左右される作業です。その辺でまず第一に考えなければならないのは、交通だとか歩行の確保をまず最優先を当然させていただいて、その中でどうしても雪が多くなると排雪作業なんかも効率を考えると、なかなか十分できないところも出てくるのは、それは致し方ないところなのかなと。その中で交差点については、そういう苦情があった場合には適切に去年は対応させていただいて、できる範囲で排雪作業、交差点とかもやらせていただきました。当然きれいに全部丁寧にやれば、全てがいいというふうにはなるのですけれども、これも降雪量によりますので、それを勘案しながら全体的に総合的に考えて判断してやっていきたいなというふうに考えております。当然そのような要望はいろいろ受けていますので、今後も努めてよくなるようにしていきたいなとは考えております。

森 議長 昨年度、今と同じように早い時期からいろんな話合いがあつて、また非常に雪が多かつたということで、常任委員会、また予算委員会も通じて各議員から様々な意見、要望もありましたし、町民の方から直接苦情を含めたいろいろな意見を聞く立場としては様々な意見があつたと思いません。

実は、今日いろいろ出るかなと思って待っていたのですけれども、このまま何もなかったら、それで議員が納得したというふうに思われてもちよつと違うなと思ひまして、これはあえて先に言っておきますけれども、現時点での答弁ということではなくて、おさらいも含めて私のほうから過去にあつたことを2点ほど言わせていただきます。

その1点目は、一番いろいろな意見が出ていまだに答弁、町長答弁も含めて、恐らく多くの議員が納得していないし、意味も分からないという、言い方がよくなかつたのかもしれません。だつたのが、予算措置をして、契約の際に最初から予算から25%でしたっけ、削つた金額で契約すると。このことについて議員が言つて、それでは最初につくる予算は何のための予算なのだということもありましたし、結果として雪が多かつたら補正を組んだり、少なかつたら減額もあるという、そういう立てつけでこ

の話を進めている以上、あえて最初から削るといのは何の意味もないというふうに当時の各議員は言っていましたし、何か変わったわけではないので、そういうことも含めてやっぱりこれは業者のほうから言わせると、結果としては同じなのかもしれないけれども、私も手を挙げて言いましたけれども、かつて突然今までのルールを一方的に破棄して減額ががばっとあったというトラウマが業者にあるものですから、やはりその予算から25%減らした後に本当に雪が多かったときに増やしてもらえるのかという、そういう心配もあったと思うのです。ただ、ここ数年の、特に去年はきっちりやりましたが、元に戻して5年間の上下を削った3年間の平均を基に増減を含めてやっているということで、結果としては不満はなかったと思いますけれども、やはり前段言ったことについてあまりいまだに意味が分かりませんので、それは理事者の考え方もあると思いますけれども、恐らく議員の皆さんは同じ考えでないかなと思いますので、頭出しではないですけれども、この委員会で指摘させていただきます。

それと、それに伴って去年もあったことをちょっと思い返すと、非常に多いと。あとは、やはり補正が必要だということが分かっている中で委員会があったときに、特段それについての言及はなく、委員会終了後そう間もなく補正予算をぽっとつけたということがあって、そういうことがありました。それで、ある程度目鼻がつけば早急な、多かった場合に、少なければ減額すればいいのですけれども、やっぱりなるべく早めの予算措置というのは常に頭に置きながら来年の事業を行ってほしいと。その2点だけ、冒頭に言ったように現時点の答弁は結構ですけれども、ほぼ多くの議員が感じたことだと思いますので、あえて記録に残す部分もあって発言させてもらいましたので、ご検討してください。お願いします。

逢坂委員長 答弁は。

森 議長 要らないです。

逢坂委員長 いいですか。

森 議 長            今時点では要らないです。

逢坂委員長        そういうことで、答弁は要らないけれども、そういうことを検討していただきたいということで、よろしく願いいたします。

それでは、ほかに何かございませんか。(なし。の声) ないようですので、2件目の除排雪業務についてはこれで終了させていただきます。

引き続き、3件目の町道の補修についてを議題とします。これにつきまして、担当課より説明をいただきたいと思います。

### 3 町道の補修について

説 明 員 建設課 金子課長

金子課長 14:17~14:22

町道の補修についてですけれども、まず1番目ということで令和3年度の道路維持管理に関する主な事業としてですが、臨時費としては今年度はここに記載しています4つの事業を実施しています。1つ目に南6条通の舗装補修工事、2つ目に北2条通の歩道補修工事、3つ目に南5条通歩道補修工事、4つ目に天売灯台前浜道路改良工事、また関連するものとして経常費として次の2つの事業を実施しています。1つ目として町道舗装補修業務委託、これについては毎年度当初、雪解け後なのですけれども、雪解け後の道路点検に基づき補修必要箇所を選定し、実施するものです。2つ目、最後に道路維持管理業務委託、これについては羽幌町道路環境事業協同組合に対する委託事業なのですけれども、日常の道路維持管理業務の中でごく簡易的な路面補修を随時行っている状況となっています。

2つ目に、整備・補修計画ということで(1)、道路、道路においては羽幌町舗装個別施設計画を定めて計画的な補修に努めております。これは、公共施設等適正管理事業債を活用するために策定した10か年の計画となっております。ただし、この制度が本年度で終了予定となっておりますことから、来年度以降はこの制度を引き継ぐ制度を新たに探して実施していく必要があるという状況となっております。

なお、この計画のほか、先ほどの説明の繰り返しになりますが、毎年度当初、町内一円の舗装状況の点検状況を受けて、予算の範囲内ではありますが、必要箇所を選定し、先ほど説明した事業の⑥、町道舗装補修業務委託にて補修を行うこととしております。

また、これも繰り返しですが、そのほか舗装等の損傷が随時発見された場合は、軽微

なものについては、これも予算の範囲内ではありますが、道路維持管理業務委託にて随時補修等の対応をすることとしています。なお、これらについては予算の範囲内で行うこととなるので、課内にて当該箇所の損傷状況、点検等を勘案した上で補修の実施を決めることとしております。

(2)として、(2)、橋梁、橋梁においては羽幌町橋梁長寿命化修繕計画を定めています。これは、社会資本整備総合交付金を活用するために策定した10か年計画となっております。

(3)、そのほか、そのほか財源を伴わないものについては特に整備補修計画は定めておりませんが、ここに記載のあるとおり建設課内として一定の整備予定、計画みたいなものを決めて各整備補修に努めているところです。まず、1つ目に歩道については老朽化が著しかった北2条通歩道を令和元年度から8年度の予定で整備することとしております。また、小学校の改築に伴い、小学校周りの歩道、南4条通、南5条通を整備してきており、これについては本年度で完了となっております。街路灯については、過去の点検結果に基づき補修を進めており、今年度で補修が必要だった箇所はおおむね終了する予定となっております。植樹ます撤去についても住民からの要望に基づき撤去をしてきているところです。

以上が現状の町道の補修についての説明となります。

逢坂委員長

ありがとうございます。それでは、ただいま説明をいただきましたので、質問等を受けたいと思います。何かございませんか。

—主な協議内容等（質疑）— 14:23～14:56

船本委員 (3)の植樹ます、これについてちょっと聞きたいのですけれども、住民からの要望があれば撤去すると基本的になっていきますけれども、これ要望のない場合、もう草だらけですよ。中には、植えたわけでないのでしょうけれども、草と一緒にトウキビやナスビだとかも出てきているところもあります。草で草でもう、昨日もずっと見てきたのだけれども、すごいだけれども、あれは今どうしようにする考えなのですか。

金子課長 現在の植樹ますの撤去の計画というか、考え方なのですかけれども、過去に平成22年度のアンケートを基に策定したというか、考えてきているも

のです。その後、状況も変わってきておりますので、随時変更していかなければならないのかなというふうに考えているところですが、まずは要望を受けたところを整備するとか、撤去するものを優先させていただいて、あとは現状を確認しながら随時変更だとか追加だとかをしていかなければならないのかなと思っています。また、現状において整備されていないという部分が多々あるのも理解しております。また、そういう場所においては町内会のほうから撤去の要望もあるところもありますので、その辺ちょっと現地等々の点検だとかをしながら整備というか、適切な管理にいけるように努めていきたいなというふうに考えております。

船本委員 内容的には分かりました。ただ、観光時期に入っても、コロナの関係で観光客は少ないのは分かるのだけれども、草でひどい。あれ管理はやはり町内ではなく町がやるものですか。そうならば、草刈りというのか、道路も含めて草はいつ頃やるのですか。そのまま置いておくのですか。道路維持管理のほうで道路はずっと見て歩いていると思うのだけれども、今そういうようなところってどのくらいあるか御存じですか。

金子課長 場所の箇所数については、ちょっと分からないのですが、随時パトロール、維持管理の中でもパトロールをしていただいて、草等が多い場合については随時やってもらうような対応をしていただいております。ただ、どうしても全てができ切れるところでもないで、なかなかそういうところもあるのかなというふうには思いますけれども、できる範囲でも草刈りというか、そういうものは努めていきたいなと思っておりますけれども。

船本委員 パトロールをやっているから分かっていると思うのだけれども、1回その現地のパトロールをやっている人にどこら辺がどうなっているのか、課長自ら聞いたほうが良いと思うのです。結構ひどいですから。僕が聞いた話では、何か業者に委託して年何回か草取りや刈っているというような話を聞いたのですが、そういうことはないのですか。業者がパトロールをやって見て歩いて、そして草がひどくなっているところは業者のほうで刈ってあれするというようなことをやっているという話、これ事

実かどうか分からないけれども、そういうことってあるのですか。

金子課長 町が委託する……

船本委員 そうです。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:26～14:26)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

金子課長 そうのような個別に草刈りとかをするということはありません。それはしています。

船本委員 ちょっと休憩入れてくれますか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:27～14:27)

逢坂委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

磯野副委員長 3番目の街路灯に関してなのですけども、ちょっと確認です。昔は水銀灯からLEDとかに変換していたのですけれども、現状の羽幌町としてはどのぐらいの割合で変換が進んでいるのですか。

金子課長 全体の数字はちょっと押さえていないのですけれども、補修というか、ところに関してはLED化しているという状況です。ただ、補修の件数はさほど多くないので、全体としてはそれほど進んでいないのかなというふうに受け止めております。

磯野副委員長 ということは……

森議長           これ担当課、違う。

逢坂委員長       暫時休憩します。

(休憩 14:29～14:29)

逢坂委員長       休憩前に引き続き会議を再開します。

阿部委員           まず、町道の補修ということで、結構やはり自分なんか議員をやっているといろんな方からの要望とかが来るのですけれども、実際町のほうに来る町民からの要望というのは年間にしてどのぐらいの数 coming しているのか教えていただきたいと思います。

逢坂委員長       暫時休憩します。

(休憩 14:30～14:30)

逢坂委員長       休憩前に引き続き会議を再開します。

金子課長           苦情、要望件数についてなのですけれども、昨年度、令和2年度においては35件受けています。それに対して建設課では、29件に対しては一応対応させていただいています。残りの対応できなかった部分に関しては、どうしても急遽できない範囲のものであり、対応するまでのものでない場合もあります。おおむねほぼ全件に対して一応対応させていただいております。

阿部委員           そういった要望等については、対応をできる限りしていただいているというのは分かりました。ただ、道路を走っているとどうしても、建設課にこの質問をするというのもちょっとあれなのですけれども、どうしても下水道の工事の関係で、そのときは切って管を入れて砂利とか砂を入れて、またアスファルトでというふうになって、そのときは平らなのですけれども、やはりその年数がたつことによって、どうしてもその部分だけ下がってきているというのがすごく見受けられるのですけれども、

その辺というのは今後どのように対応するのかお聞きしたいと思います。

金子課長 先ほど説明の中で年度当初、雪解け後、道路点検をすると言ったのですが、その際には上下水道課と共同でやる場合もありますし、それぞれやっているのですけれども、それぞれの中で情報交換しながら、下水だとか水道管が影響した当然陥没とか損傷もありますので、その辺は情報交換しながら進めさせていただいております。実際上下水道課のほうでも補修工事というのは毎年度やっているそうです。今年度も何箇所か、多分3か所か4か所ぐらいやる予定でいますという報告は、説明は受けております。

阿部委員 どうしてもそういったところ、下水道の管によって下がって車をはねるとか、そういったのも結構苦情として聞いたりもしますし、あと以前個別に課長のほうにも相談には行きましたけれども、町道ではなくて、ほかの道路でも本当にその人の持っている道路であって、そこに住宅が並んでいるときというのは、町道ではないから直せないという回答をいただきましたけれども、やはり明らかにこの下水道の管を入れたことによって下がってしまう。排水溝よりも下がってしまって排水効果がないというのがありますので、それがどこまで補修できるのかという難しいところもありますけれども、やはり住んでいる方に見れば本当に困っている部分もありますので、どこまでが対応できるのかどうなのか、難しいところもありますけれども、その辺の対応可能な部分とこれ以上は無理というのがもしあれば、この時点で教えていただきたいと思います。

金子課長 基本的には町道部分だとか町有地部分に限って我々は整備、維持管理するものだというふうに捉えているところです。ただ、状況によっては様々な経緯だとかという部分もありますので、その辺については相談にはまず乗っていききたいなというふうには考えているところです。

阿部委員 相談に乗っていただける部分は、ぜひとも乗っていただきたいと思えますし、その個人の道路というのが多分そこに住んでいる人に見れば、何年も前の道路なので、分からないで町道なのでしょうみたいな感じだという話にもなってきたりもしますので、そういったところも財源にも

限りもありますし、その基本的な考え方の部分で難しいところもあるとは思いますが、対応できる部分でぜひとも対応していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

工藤委員　　まず、5条通の歩道の整備、工事が今始まっているから、どの場所だと僕は分かるのですが、あの通りの東側の歩道はやる計画はないのですか。

金子課長　　現時点ではありません。

工藤委員　　何年か後にやるという計画もない。

金子課長　　ありません。

工藤委員　　ないのですね。以前に私、議員になってからすぐに一般質問で3条通の特に歩道がでこぼこがひどいということで言った後に若干の補修、歩道部分の補修をやったのですよね。今現状で見ると、4条通が歩道も新しくなって、5条通も片側だけはきれいになっていると。あとは、3条通に手がかかっていないから、今度やるのであれば3条通をやるのだろうなというふうに私は個人的に思っているのですが、その辺の計画は今のところないのでしょうか。

金子課長　　具体的な計画はありません。ただ、歩道の状況は様々ですので、全町的に我々のほうとしても損傷状況だとかを見ながら一応判断していきたいなどは考えております。現状においては、その北2条通の歩道というのが極めて損傷状態が悪いということで、まずはそこの整備を進めていこうというふうな考え方でおります。

工藤委員　　3条通は町の中心部になるので、できるだけ次の段階で歩道を整備するときには計画に載ってもらいたいなと思います。今、話にちょっと課長のほうから出ました北2条通の今年やる部分は、この50メートルというのは1町区間くらいの長さなのですか。

金子課長 1町区間の半分ぐらいだと思います。

工藤委員 そうしたら、ここがまだやるところがこの後に計画があるということだ  
と思うのですけれども、そうしたらここは1丁目と2丁目をやっていく  
計画が今後あるということですか。

金子課長 北2条通に関しては、令和元年度から徐々に進めていくというような予  
定でありまして、最終的に令和8年度まで分けながら整備していくよう  
な予定でいます。

工藤委員 分かりました。

森 議長 道路整備管理に関して、ここの元にあった事業を入れても3,000万ちょっ  
とということで、非常に予算が厳しい中、かなりしわ寄せが来ているの  
ではないかなと思います。その中で有効活用するということが苦慮もさ  
れていると思いますが、実感としてほとんどが今ここにあがっているよ  
うな歩道に使っています。それで、これで8年間そこに全部ほぼ予算を  
飛ばして、限られた予算しかないの、そこしかできないという言い方  
のほうが正しいのかもしれないけれども、どうかなという印象をまず持  
ちます。

それから、やはり今の時代からすると、ここは整備補修計画の中の舗装  
個別施設計画があって、公共施設等適正管理事業債が今年で終わるとい  
うことですので、恐らくこういうものというのはまた似たようなものが  
来年以降も新たな名称なり同じ内容、ほぼ同じ内容で継続されるのでは  
ないかと思えますけれども、それを改めて検討して、歩道も大切ですが  
けれども、やっぱり一番危ないのは車道なのです。実際にほとんど今は車  
移動になっていますし、よくあるのが急に陥没するというのがあって、  
よく町民から電話もいろいろ行っているのではないですか。私も先日、  
建設課のほうに行ったら、建設課の道路作業員さんが先に見つけている  
のです。夕方には、すぐ直してもらったということもあって、非常に住  
民からは早いということで感謝されていましたがけれども、あれはやはり  
ああいう道路の損傷が突然出たときには、大げさに言うと車の横転につ  
ながったり、結果として一緒にそばを歩いている人間に危害が加わると

というようなことがあって、やはり優先事項の災害のものだと思います。そこで、予算の範囲内ということですが、通告していませんので、分かればということですが、道路維持管理委託の部分の主にいわゆる臨時補修につけて、実績ベースでもいいですし、予算ベースでもいいのですけれども、どのぐらいの予算を持っていて、大体使い切っているのか、余裕を持ってやっているのかという傾向だけでいいのですが、ちょっと答えられれば答えていただきたいと思います。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:41～14:43)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

金子課長 経常的な道路維持管理の経費としては、ここの資料にあります⑥の道路維持管理業務委託という中の道路整正だとか草刈りだとか様々ある中で一応やっただいてるところです。委託の予算としては、具体的な数字まではちょっと分からないのですけれども、1,000万ちょっとの一応委託経費になっておまして、それについてはほぼ使い切るといえるのか、除雪だとか、いろんなパトロールだとか、いろんな業務がある中でやっただいてるところですけれども、そこで基本的にはやっってもらっているというような考え方でいます。

森 議長 実は、相当昔にこのことを予算委員会でも質問したことがあって、大体そんなものだったなというのが20年近く前なのです。つまりほとんど変わっていないのです。その頃は、まだ今から見ると道路の傷みというのとはかなり違っていたのです。だから、あまりこの20年間、手をかけている部分では、どうしても全体的に遅れてきていますので、当時より状況は悪くなっているというふうに、これは全ての部分を見ているわけではないので、一般的な想像に近いというふうに思っただいて結構なのですけれども、そこでやはり100%でおさまっても、100%近くでもそれで大体その住民の要望を賄えているという判断であれば、あえて増やす必要はないのですが、最後のほうに来たときに予算がないから来年回し

だなどということ、ちょっと危険があるかもしれないけれども、すぐ手をつけないというようなことでは本末転倒だと思いますので、そういう実態があるかどうか。あまりこれ以上細かい質問はやめますので、アバウトなところでいいのですけれども、そういうふうなことは報告として受けていますか。

金子課長            ちょっと昨年度の経験とか実績ベースなのですが、基本的には要望があったりしたものに関しては全て一応対応させていただいています。それ以外の大規模なものに関しては、別の臨時経費だとかという中で大きな事業として一応上げていくというふうな考えであります。ここについては、昨年度も同様な感じで上げたものもありますし、今後も基本的な考え方としては全てに対して対応していきたいというふうなことは考えておきたいと思います。

森 議 長            なかなか予算に余裕を持って当初から要求して、それが通るといのは難しいというのは理解しています。けれども、繰り返しになりますが、恐らくできていると言いますけれども、大きな意味では今言った後段のほうに入っていった来年以降になりますよと。事実、今でも調べたわけではないのですけれども、そういうふうになって何年間も手をつけていないというのも絶対ないわけではないような気がします。現実にはやはり非常に高齢化が進んで、皆さん同じだと思うのですが、町中を車で歩いたりしてもほとんど人が歩いていないというのもこれは現実でないかなと思います。かといって、そのままがいいとは思っていません。だから、その辺のめり張りを、やはり令和1年から8年の7か年、そこだけで本当にいいのかなという気がします。北2条でも計画を立てるほうはきれいに全部順番にやっていきましょうということ、7年かけて何十メートルかずつやっていって、それでそこがきれいに終わって次に行きたいというのは分かるのですけれども、やはり場所によっては人通りもないとかというところがあるのであれば、臨機応変にその計画、立ててしまったものを今すばっとやめろとも言えないのですが、やはり50メートルずつでも例えば北2条何丁目をやって、次に北3条何丁目だけをやるとか、やはりどうしても真面目に考えるとその道路の端から順番に8年間かけてやっていけばいいなというのは何と

なく陥りがちな部分ですけれども、やはり限られた予算の中で臨機応変に悪いところから直していくというような考え方を持って、この計画は直せないと思いますけれども、そういう視点も今後持っていつてもらいたいと思いますけれども、答弁できる範囲の中で答えられる範囲で結構ですから答弁をお願いします。

金子課長           ご用件は何いまして、改善できるように反映していければなというふうに思っております。

逢坂委員長       ほかにございませんか。(なし。の声)ないので、私のほうから1点だけ。ちょっと先ほどの阿部委員の質問に関連してくるのかなというふうに思っております。下水道の終わった後の切れ目が年々各所において幅が広がっていきと。段差が大きくなってきている。これは、私も建設課長にも言った経緯もあるのです。経常費の中で見ると、5番目の町道補修業務委託、これ4月20日から11月30日までの間で1トン当たり9万3,500円と。これ1トン当たりという意味がちょっと、9万3,500円で、そうしたらこの4月20日から11月30日まで7か月たっているのです。舗装を修正して幾らかかったのか。これは、ちょっと何か私としては意味が分からないのですけれども、説明できれば教えていただきたいなと思うのですけれども。

金子課長           この委託に関しては、1トン当たりというのは資材1トン当たりという意味での単価になります。先ほど年度当初の雪解け後、道路点検したときに補修箇所をここをやってくださいという形で我々のほうで示しますので、その箇所をやっていただく中でどのぐらい補修材がかかったというのを随時報告してもらいますので、その実績に基づいてお金を支払うというような計画になっております。

逢坂委員長       私が今質問をしているのは経常費、臨時費は分かるのです。当然臨時費というのは、これはこの部分にこれだけ使うというのは分かる。経常費というのは随時なのですよ。随時の予算なのですよ。それがたまたま1トン当たり9万3,500円という、町道補修業務委託に1トン当たり9万3,500円、そうしたら業務委託ってどこに、業者は言わなくてもいい

ですので、どういう内容でこれ4月20日から11月30日まで、1トン当たり9万3,500円でどこを補修しているのですか、実際そうしたら。どこどここの町道の例えば補修をしていますとか。

金子課長 それは、ちょっと繰り返しになるのですがけれども、道路を点検したときに、ここ、ここは必要だねというふうな話になると業者側に説明して、こことここ、ここをやってくださいというのは全町的に回りますので、それに基づいて補修を随時進めていただいております。使う資材というのは、やってみないと分からないところもありますので、その報告を受けながら、今月は何トン使いましたよ、何箇所やりましたよということ報告を受けて我々のほうは支払いをするような形にしております。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:52～14:55)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

金子課長 町道の舗装の補修業務委託に関しては、当初予算の範囲内で単価契約をして進めさせていただいているということです。また、下水道だとか水道管が原因に伴う補修に関しては上下水道課などと連携を取りながら、お互い補修作業を進めていくような考え方でおります。

逢坂委員長 分かりました。よろしく申し上げます。  
それでは、ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、それでは建設課所管の分については、これで終了させていただきます。どうも今日のご苦労さまでございました。  
ここで担当課入替えをいたしますので、暫時休憩をいたします。

(休憩 14:56～15:06)

逢坂委員長  
それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

続きまして、羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画について、担当課であります地域振興課より説明をお願いしたいと思います。

#### 4 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画について

説明員 地域振興課 清水課長、佐々木係長

清水課長 15:07～15:07

大変お忙しい中、すき間に無理やり入れていただきまして、ありがとうございます。今ちょっとお話があったのですけれども、もともとの過疎法、それが過疎地域自立促進市町村促進法ということで時限立法で、それが今年の3月末をもって切れました。新しくこの持続的発展というこっちのほうの法律が新法として4月から制定されました。これに伴いまして、計画のほうもまた新規で策定しなければならないということでもありますので、内容等につきましては現行の計画といたしますか、旧計画を引き継いだような中身になっております。一応駆け足ですけれども、担当係長のほうから説明させていただきます。

佐々木係長 15:08～15:25

それでは、私のほうからお配りの資料1、羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてということで説明をさせていただきます。

法律の経過ですけれども、今課長のほうからもお話があったので、省略をいたしますが、一番最後の段、今年、令和3年4月から過疎地域持続的発展特別措置法ということで制定されまして、こちらでの主な変更点としては目標項目で人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進等が追加されております。また、特別措置の拡充としまして過疎対策事業債の対象施設ということで旧簡易水道施設等、追加があるほか、地方税の課税免除ですとか不均一課税に伴う措置の拡充が図られております。

次に、裏面になりますけれども、市町村計画についてですけれども、策定に当たっては法律の根拠としまして新過疎法の第8条第1項にそのような規定がございまして、その規定に基づいて策定するというものでございます。新過疎法の執行期限は、令和13年3月31日と。10年間の時限立法となっております。

次に、(2)の策定の必要性ということですが、平成22年の法改正で法律上の策定義務については廃止されておりますけれども、過疎対策事業債等を初めとして財政

上の特別措置を活用する場合には市町村計画の策定が必要ということですので、旧過疎法の計画期間が本年3月31日で切れたことから、本年度から5年間の新たな計画ということで策定する必要があるということになっております。

次に、策定スケジュールですけれども、4月に国の説明会、あと道が策定する方針案の提示がありまして、これらを基に市町村計画の素案の策定作業に取りかかりました。5月、6月にかけては各課において内容を詰めまして、7月7日付で北海道に対して素案ということで事前協議を提出しております。また、26日までパブリックコメントということで意見の募集を2週間行いまして、7月末とありますが、昨日、8月3日付で北海道への事前協議の回答をいただきまして、早速その修正等は行っております。その後、11日までに道のほうに正式協議を行いまして、25日までその回答をいただくということになっております。最終的に計画案として9月定例会に上程させていただく予定となっておりますので、議決が得られましたら計画を決定し、国に提出するという流れになっております。

次に、4の羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画、令和3年度から7年度の素案の内容について簡単に説明させていただきます。お配りしています資料2、計画素案を御覧ください。まず、この計画につきましては先ほども申しましたが、本年3月31日で旧過疎法の期限が切れましたので、4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間として策定するものでございます。北海道が現在策定しております発展方針というのがありますが、そういったものや先ほど課長もお話ししましたが、旧過疎計画、この辺を踏襲して策定しているということです。

これからお話しします各項目ですけれども、これはあらかじめ総務省のほうから記載要領などが示されておりまして、これに基づいて策定しているということでご了承いただきたいと思っております。

それでは、内容に入らせていただきます。ボリュームがかなりありますので、ページごとの記載項目と過疎債の活用に必要な主な事業計画についてのみ読み上げさせていただきます。

まず、1ページから3ページまで、こちらには基本的な事項について、本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要ですとか過疎の状況、それから社会経済的発展の方向の概要というものを記述しております。

4ページから6ページ中段までは、昭和35年から平成27年までの国勢調査によります人口及び産業の推移と動向を記述しております。ここで1つ、すみません。訂正がありまして、5ページの上の表1-1(2)、人口の見通しとありますけれども、こちらの増減率の数値が全ての増減率でちょっと桁が違っておりまして、本来の100分の1の表示にな

っていました。例えば令和2年の増減率、上からマイナス0.09%となっているのは9%、その下も0.17が17、0.14が14ということで、桁がちょっと100分の1になってしまいましたので、こちらは道のほうに協議する際には訂正したいと思いますので、申し訳ありません。ここが1つ訂正があります。

説明に戻りますけれども、8ページ中段までは地方財政の状況ということと平成17年度から令和元年度までの一般会計の決算状況及び財政状況を記述しております。

以降、9ページまでは公共施設の整備状況ということについて記述をしております。

10ページなのですが、この(4)につきましては地域の持続的発展の基本方針ということで、北海道が策定します方針ですとか旧計画を基本的に踏襲して記述しております。

12ページの(5)、(6)ですが、今回新たに追加された項目です。(5)は、地域の持続的発展のための基本目標ということについて、計画期間内で達成すべき計画全般に関わる基本目標として人口に関する目標、総人口と人口減少率というものを設定しております。(6)の計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、上の(5)の達成状況の評価方法について記述しているものです。

今回新たにということになりますと、(8)も追加された項目で、こちらは財務課で策定しております公共施設マネジメント計画との整合について記述しているというものでございます。

次に、13ページの移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、こちらについても今回追加された項目で、下の表には向こう5年間の評価指標としてシングルペアレントの移住者数と地域おこし協力隊の人数を記述しております。

14ページの事業計画につきましては、向こう5年間で実施予定の事業について記載しております。この事業計画の表につきましては、この後も各項目ごとに出てきますけれども、この中の各事業内容はあくまでも現時点での予定ということでありまして、今後の財政状況等によりましては内容の変更や中止となる場合もありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

この事業計画に掲載している事業の基準ですが、令和3年度から7年度までの5年間に各課において予定されている事業のうち、まず過疎債の活用が見込まれる事業は掲載しております。その他、過疎債の活用が今のところ見込まれなくても単年度総事業費が500万円以上ある場合は、その事業を地域振興課と財務課のほうで協議の上、こちらに掲載しているというような状況です。

本日は、過疎債の活用が見込まれる事業について抜粋して読み上げて説明させていただきたいと思います。14ページの事業計画については、(1)の移住・定住で定住促進住

宅建設事業、(2)の過疎地域持続的発展特別事業、こちらはソフト事業ということになります。空き家対策事業など、合計3事業を掲載しております。

次に、15ページからずっと25ページまでは産業の振興について記述しております。15ページには、産業全体の現況と問題点のほか、平成12年から平成27年までの国勢調査による産業別就業者数、それと産業額の数字等を記述しております。

16ページから17ページにかけては、農業、畜産業、林業、水産業について現況と問題点、生産額等の推移を記述しております。

18ページから19ページにかけましては、商工業、観光、港湾についての現況と問題点を記述しております。

19ページ下段から21ページにかけましては、その対策ということで記述しております。

21ページ下には、産業振興の評価指標として新規農業担い手者数の5年間の目標を表にして掲載しております。

22ページから24ページの事業内容としましては、(1)で基盤整備事業の3つの道営農業整備事業のほか、23ページ、(10)のソフト事業、こちらでは農業担い手対策事業、農業後継者対策事業、漁業新規就業者等育成事業、雇用促進助成事業、観光協会補助事業、商工会補助事業、11、その他で国直轄港湾整備事業ということで、全37事業を掲載しております。

25ページの(4)ですけれども、こちらは産業振興促進事項という項目ですけれども、こちら今回新たに追加された項目で、表内の業種に製造業や情報サービス業等に関する減価償却の特例ですとか地方税の課税免除等の適用を受けるためには市町村計画にこのように記載することが必要というふうにされていますので、このように記述しております。

次に、26ページから28ページにかけましては地域における情報化について記述しております。

28ページの事業計画につきましては、こちらは過疎債の活用の予定はありませんけれども、記載のとおり4事業について記載しております。

次に、29ページから33ページにかけましては交通施設の整備、交通手段の確保について記述しております。30ページに町道主要道路の状況、31ページ下段から32ページにかけましてはバス路線等の運行状況についても記載しています。

33ページの事業計画につきましては、(1)で市町村道の橋梁長寿命化事業、こちらが過疎の対象事業ということで記載しております。全8事業を掲載しております。

次に、34ページから39ページにかけては生活環境の整備ということで記述しております。事業計画、38ページ、39ページにかけては(3)、廃棄物処理施設のごみ処理施設で

羽幌町外2町村衛生施設組合事業、その他のごみ収集車購入事業、(7)、ソフト事業ですけれども、町有施設解体事業のほか、全24事業を掲載しております。

次に、40ページから45ページにかけては子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進についてということで記述しております。41ページ上段には、羽幌町の高年齢者人口の推移の表を掲載しています。44、45ページの実施計画につきましては、(8)のソフト事業、福祉タクシー借り上げ事業など全19事業を掲載しております。

次に、46ページには医療の確保ということで記述しておりまして、下段の事業計画では(3)のソフト事業として医師確保対策事業など2事業を掲載しております。

次に、47ページから53ページにかけては教育の振興ということで記載しております。48ページには児童・生徒数等、49ページには公民館、集会施設等の現状に関する表を掲載しております。52、53ページの事業計画、こちらにつきましては(3)の集会施設、体育施設等の公民館施設管理事業、集会施設の天売複合施設建設事業、体育施設の総合体育館改修事業、スポーツ公園陸上競技場改修事業など全17事業を掲載しております。

次に、54ページにつきましては集落の整備ということで記述しておりまして、こちらは事業計画に掲載する事業というのはないのですが、現況と問題、その対策等について現状の部分を記述しております。

次に、55ページには地域文化振興について記述しておりまして、次のページ、56ページには過疎債の活用はありませんけれども、その他として郷土芸能団体保存育成事業、1事業を掲載しております。

次に、57ページの再生可能エネルギーの利用の促進につきましては、こちらは今回新たに追加された項目ということで、こちら事業計画に掲載する事業はなかったので、事業計画の記載はありません。

次に、58ページにつきましては、その他地域の持続的発展に関し必要な事項ということで記述しております。

最後になりますけれども、最後の59ページには各事業計画に掲載されております事業からソフト事業のみ抽出したものを掲載しております。

以上、駆け足で簡単ではございますけれども、市町村計画の策定についてということで説明を終わらせていただきます。

#### 逢坂委員長

ありがとうございます。私も見てボリュームがたくさんあってちょっと大変だなというふうに思いますので、皆さんにこれから質問等を受けたいと思います。何かあれば、

ご発言願います。何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:25～15:52

阿部委員 今回この計画を立てるに当たって、町民からの意見を募集したと思うのですけれども、実際何件ぐらいの意見が来たのか教えていただきたいと思います。

佐々木係長 結果からいいますと、意見としてはありませんでした。

阿部委員 なかなかこういったものに意見を言うというのは難しい部分が町民からしてみればあるのかなとも思いますけれども、過疎債を使う事業を載せられていますけれども、例えば町民からのいろいろな要望とかが今後出てきたときに、それをどう反映させていくかという部分、また大事になってくると思うのですけれども、その辺については新たな新規事業を何かやろうとなったときには何か1つの事業を減らしていくのか、その辺の考え方というのも教えていただきたいと思います。

佐々木係長 新たな事業が出てきたときに減らしながらということですが、こちらは各事業を実行する担当課と財務課のほうとも協議をすることになると思うのですけれども、あと過疎の活用をする、しないにつきましても担当課と財務課のほうで協議をして、ただ活用するとなると計画に登載する必要がありますので、その場合は地域振興課のほうとも連携して計画を随時更新していくというような感じになります。

阿部委員 財務課のほうと協議しながらやっていくのでしょうかけれども、以前の計画にあったのでいけば、例えば商工業のほうになりますけれども、プレミアム商品券を実施するに当たっての事業であったり、リフォーム補助事業というのも過疎債を使って事業を実施していたのかなとも思いますけれども、そのやめた理由というのはそれぞれあるとは思いますがけれども、今日財務課長は来ていませんけれども、過疎債のソフト事業の枠がいっぱいなのだということで、できないという話でしたけれども、その辺というのもまず過疎債の枠というのが現状としてはもういっぱい

ばいなのかどうなのか、その辺を改めて教えていただきたいと思います。

清水課長 ちよっと担当が財務課なものですから、言ってしまっているのかはちよっと分からないのですけれども、過疎のハードというのは枠というのが一応ないといいますか、原則ないことになっております。でも、ソフトのほうにつきましては毎年単年度幾らぐらいということで額が示されますので、結局ソフト対象になる事業というのがうちの町はいっぱいあるものですから、こっちを使ったらこっちと。要するにどこに充当するかというだけの話なものですから、そういうことで限られた財源になってくるので、その辺は使い方を精査しながらやっていくと思います。

阿部委員 限られた財源の中で計画を立てていくと思われませんが、やはりさっき言った2事業については、かなり町民のほうからも要望もあったりもしますし、今の時点では計画としては持っていないので、実施する予定はないとは思いますが、また今言ったプレミアム商品券であったりリフォーム補助事業以外でもやはり町民のほうからこういった事業をやってほしいといった声があった際には、どうしても単費でやるよりも過疎債を使えば羽幌の負担は減ると思いますので、その辺はどこまで反映できるかは分からないですけれども、可能な限り町民の声というものもぜひ反映していただきたいと思いますので、最後に一言ご答弁をお願いします。

清水課長 財源につきましては、先ほどお話ししたとおりなのですけれども、基本的にこの事業は個々に各担当から集めて集約したものでございます。担当課でそれぞれ考え方がありまして、それでうちで集約したものですので、今回そういったことで公式の場で意見をいただきますので、そういったことで伝えておきたいなというふうに思います。

船本委員 ちよっと今こんなことを聞くのは変なのだけれども、この過疎債のハードは今阿部委員があれしたけれども、特に枠というのは決められた金額はないという理解でいいのですね。

清水課長 ちよつと遡れば、夕張市と個別に言っているのかは分かりませんが、破綻したあたりから起債の許可というのが、その辺である程度財政事情のいいところは結構枠なく貸しますよというような、そういうふうに制度がちよつと改正されたものですから、あるようでないといえますか、そんなところですか。

船本委員 それで、ソフト、年間、概算でいいのですけれども、どのくらい。担当は財政なのでしょうけれども、概算でいいです。本当の概算の概算でいいです。どのくらい、年間来ていますか。

清水課長 ちよつと間違っていたらあれなのですけれども、桁としては3億とか、そういったレベルです。

船本委員 せつかくなので、何点か質問をさせていただきます。12ページの上からずっと来て(6)番の外部有識者の参画により実施するのだと。そして、このいろいろな制度の評価を行うと。これをつくるときに一般町民は入っていないのだけれども、今これが3年から5年で中間評価とか何だかをやられた場合に、こういう外部の有識者というのはどういう人、ただ町民だけではないのか。そういう何か資格の持っているような人に依頼するというのか、これはどういう人たち、どういう人のことを言っているのでしょうか。

佐々木係長 特に資格ですとか、そういった要件は決めていませんが、今このほかに総合戦略の計画を毎年検証しているのですけれども、今の段階ですけれども、この同様の方にお声かけをさせてもらって検証について、その辺をしてもらえないかなという、今の段階ではそういうことで考えています。

船本委員 内容的に分かる人をお願いするのだと思うのだけれども、ただあまり分からないで、はい、はいと何となく説明どおりで、はい、はい、終わりですと。いろいろなことであれば、今まではよかったけれども、これからはしっかりとやはり分かる人にも意見を聞いて評価してもらわなかったら、あれでないかなと思いますので、それは答えは要りません。

まだ続けて何点か質問させてください。それから、24ページ、この計画の中の焼尻めん羊牧場管理運営事業とありますよね。24ページの焼尻めん羊の関係、いいですか。これは、辺地債に何とかならないのですか。焼尻地区でやっているのだから。これ磯野委員が頑張れば何とかなると思うのだけれども、辺地のほうでなれば相当有利だし、めん羊もいろいろなものが出ているから、そういう交渉というのはしたことはないのですか。例えば北海道が滝川を閉鎖して、そして羽幌はぜひやってくれと、大事なめん羊事業だからというようにやったのであれば、北海道も力を入れてもらって何とか辺地のほうに持っていけるような形にすれば、過疎のほうもまたいろいろな、枠がなければいいけれども、いろいろな形で辺地のほうがずっと有利なので、そこら辺はどうなのでしょうかね。答えられる範囲でいいですから、分かる範囲で。

清水課長

基本、天売、焼尻は辺地ですので、まず最初に辺地ということは考えます。ただ、この計画の中には一応単年度500万円以上の計画ということで載せていますので、必ずしもここに載せたから全部過疎を使うということではないです。一応辺地を使えるなら辺地を使いたいというふうに思います。

船本委員

そうだよ。ぜひひとつ努力してください。それから、過疎のハイヤーの関係で老人クラブのほうから来て、町長に要請して、名前を具体的に言えば悪いのだけれども、苫前町は過疎のソフトを使っていると。羽幌もぜひと言って、町長も何もその財源を自分にそんなことまで言わなくてもいいのではないかというような、ちょっとむときたような、それは役場職員が入っていて、苫前へ行って調べてきて、そこまで丁寧に町長に言ったら、ちょっとむときたのかも分からないのだけれども、ソフトがある程度、ほかの部分もいろいろなものを使っているけれども、いくらかでも余裕を持っていて新しい例えばさっき阿部委員が言っていたプレミアムの関係だとか、これも毎年出ているし、ほかの町村もみんなやっていることだから。ほかの町村のやつ、いいことは私はまねしてもいいと思うのです。悪いことは駄目だけれども。そんな形で、もう少しこの過疎をソフト、ハードを含めてあれしてほしいなど。

それと、何だかんだこれに載せたから使うということではないのだから、ある程度のものは、これは原課からみんな上がってきているのだから、それはみんなやっていると思うのだけれども、ちょっと載っていないような部分もあるので。

佐々木係長 福祉タクシーの借り上げ事業について、今回過疎を活用するということで上がってきていました。

船本委員 それは、普通、一般、今はやっていないですね。

佐々木係長 はい。

船本委員 それですね。

佐々木係長 はい。あと、この事業に載ってこないということでいけば、単年度経費500万円に満たないものは、ある程度過疎に活用する以外の部分なのですが、それは載せていないのです、今の段階で。ただ、そういった財務と担当課との協議によって過疎を活用するということになった場合は、ぜひ載せて活用できるようにはしていきたいというふうに思います。

船本委員 これは、載っていなくても途中からでも変更してできるのですよね。

佐々木係長 毎年更新することは可能です。

船本委員 今までと変わっていないということですね。今までと内容は変わっていないということだね。内容的にこれまでの過疎債の計画と、今これは名前は変わっているけれども、中身としては途中で変更もできるしということで変わらないということですね。

佐々木係長 今回新しい計画を策定するということで、昨年末ぐらいからちょっと長期にかけて各課に今後5年間の予定の事業を聞き取りしまして、それを集約してまして、結果今までの計画とそれほど変わってはいないので、すけれども、一応改めて募集し直した内容というふうになっています。

船本委員           もう一件だけ。この過疎地域持続発展市町村計画、これは国から示された名称だと思うのです。新聞に出ているしか私は記憶ないのだけれども、ほかの町村は違う名称、過疎地域持続何とか、これは頭は使っているのだけれども、その後ろの名前なんかを変えたりなんかしてつくったのも新聞で見えていたのだけれども、これは変えてもできるということ。羽幌町は羽幌町独自でもって、そういう名称で計画をつくるよというやり方もできるということ。ただ、羽幌の場合は今までどおり分かりやすく国を出している名称をそのまま使ってやっているよということでもいいのですか。そういう理解をしていいのですか。

佐々木係長        ちょっと名称について、これ以外の名称を使っていいかどうかということころまでは確認していなかったのですけれども、私がほかの町村とか道のほうにも確認しましたけれども、おおよそ新法、新しい法の名前を利用して計画名としているということが大半でしたので、羽幌町としても同様に法律名を使って策定していきたいと。

森 議 長           少し私の知識と何か違う答弁があったので、確認を何点かまずさせていただきたいと思います。先ほど船本委員の質問の中に、めん羊の件のところは辺地債を積極的に利用すべきだというようなことがあって、そこから辺を答弁していましたけれども、私の知識では辺地債というのはソフト事業は該当しない、道の例えばハード事業のみという認識ですし、改めて携帯で確認してもそういうふうになっているのですが、先ほどの答弁だと、いわゆる運営費等にも辺地債を利用していくような努力をしますみたいなふうに聞こえる答弁があったので、その辺をちょっと整理して詳しい答弁をいただいたほうがいいかなと思って、まず1点目、それをお聞きしたいと思います。

清水課長           ただいまのご質問、先ほどハード、ソフトという区別をつけなくて答弁をしたのかというふうに思います。基本的にまず辺地の対象になるかどうかという確認が大前提になりますので、それで対象になれば辺地のほうが有利ですので、そっちのほうを使いたいなというふうに思います。

森 議 長 辺地債にソフトがないということも間違いないと思いますが、そこも明確に答えていただけないでしょうか。ソフト事業に辺地債は使えないという言い方がいいのか、辺地債にソフト部門という項目がないという言い方が正しいのか。

清水課長 その辺は、国のほうで決めている制度ですので、今はっきり言い切れるのかといいますと、ちょっと厳しいものがあるのですけれども、私どもとしても基本的にはソフト事業の対象というのは、その昔は過疎債もハードしかなくて、途中からソフトも対応になるよということで、もともと辺地債もハードしかなくて、そっちのほうは、辺地債のほうはソフトという話はまだ出てきていないなという、そういう認識でおります。

森 議 長 後日でいいのですけれども、ないと思いますので、明確にしておいたほうがいいと思いますので、これから変われば、変わった時点でいいのですけれども、現状としてはないと思いますので、何らかの形で調べて。解釈論でないですから、いきなり辺地債の中にソフトはありませんと書いているはずなので、その辺は正確なところをお願いいたします。ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:48～15:51)

逢坂委員長 それでは、引き続き質問を受けたいと思います。何かあれば、お受けいたします。ほかにないですか。(なし。の声) それでは、ないようですので、これで地域振興課については全て終了させていただきます。本日は、大変ご苦労さまでございます。